

呉市水道局用地売却概要

(先着順)

- 平成 22 年度募集 -

申込受付期間：平成 22 年 8 月 12 日（木）から

呉市水道局 管理部 財務課

目 次

物件一覧表	1
水道局売却用地の売却申込みから所有権移転までの流れ	2
呉市水道局売却用地の先着順売却要領	4
1 売却物件について	4
2 売却申込者の資格等	4
3 先着順売却申込みの受付期間及び場所	4
4 先着順売却申込みの方法等	5
5 売買契約の締結等	5
6 契約保証金及び売買代金の納付方法等	6
7 所有権の移転等	6
8 売買契約に係る特約事項	7
9 その他の留意事項	8
収入印紙税額について	9
不動産登記（売買）に係る登録免許税額について	9
関係法令等(抄)	10
物件説明書	
物件番号 A	13
物件番号 B	15
物件番号 C	17
物件番号 D	19
申込書類等	
売却申込書（見本）	21
売却申込書	22
誓約書	23
役員等一覧	24
契約保証金納付換依頼書	25

物件一覧表

物件 番号	所在及び地番	地積 (m ²)	売却価格 (円)	用途地域(建ぺい 率・容積率)
A	呉市押込 5 丁目 6 4 番 1	448.50	12,782,000	市街化区域 (50・100)
B	呉市押込 5 丁目 8 3 番 1	311.49	7,787,000	市街化区域 (50・100)
C	呉市焼山北 2 丁目 1 1 5 番 2	214.57	6,759,300	市街化区域 (50・100)注 1
D	東広島市黒瀬町南方字工原 9 2 6 番 1	2,878.68	22,482,000	市街化調整区域 (関係機関に申 請要)注 2

上記物件は、物件調書を参考に、現地及び諸規制を調査・確認してください。

注 1 構築物等の定着物及び埋設構造物有

注 2 市街化調整区域に付き、開発行為等に制限有

問い合わせ先

呉市西中央 3 丁目 1 番 5 号

呉市水道局管理部財務課 管財係

電話 0 8 2 3 - 2 6 - 1 6 0 9

水道局売却用地の売却申込みから所有権移転までの流れ

1 売却申込み

- (1) 受付開始日：平成22年8月12日（木）から
（ただし、次に掲げる閉庁日を除く。）
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所：呉市西中央3丁目1番5号
呉市水道局管理部財務課 管財係
呉市水道局南側庁舎2階
（電話番号：0823-26-1609）

2 資格審査

売却申込みをされた方の資格について、申込みと併せて提出をいただく誓約書に記載しているとおり、暴力団を排除する目的で、資格審査をします。
資格の審査に要する期間が約1か月程度かかる場合があります。

3 売却決定の通知

資格審査の確認後、売却の是非を決定します。
決定後に個別に通知します。

4 契約の締結

別に定める様式の契約書により、売買契約を締結します。
日時、場所については、個別に調整させていただきます。
契約の締結の際、水道局が発行する納入通知書により契約保証金を納付していただきます。（売買代金を即納する場合は、契約保証金は必要ありません。）
契約に必要なとなる一切の費用は、申込者の負担となります。

5 売買代金の支払い

売買代金から契約保証金を差引いた残金について、水道局が発行する納入通知書により契約締結日から起算して1か月以内に納付していただきます。

6 所有権の移転

所有権は、売買代金等を完納していただいた時に移転するものとし、同時に物件を現状のまま引き渡したものとします。

7 所有権の登記

所有権移転の登記手続は，水道局が行います。

所有権移転登記に必要な登録免許税は，申込者の負担となります。

呉市水道局売却用地の先着順売却要領

平成22年8月12日(木)から呉市水道局が募集する呉市水道局売却用地の先着順売却に申し込まれる方は、この要領の記載事項を御承知の上、お申し込みください。

1 売却物件について

このたびの売却物件の詳細については、13ページから20ページに記載している「物件説明書」をご覧ください。

2 売却申込者の資格等

(1) 申込みは、個人、法人を問わず申し込むことができます。ただし、次のいずれかの規定に該当する方は、売却の契約先の対象にはなりません。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

エ 市町村税及び呉市の水道料金を滞納している者

オ 呉市水道局の契約に係る暴力団等排除措置要領(平成22年4月1日実施)第2条第3号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)に該当する者

(2) 先着順売却申込資格の確認のため、申込者の次に掲げる情報を警察当局に照会します。照会の結果、申込者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該申込者の資格を取り消します。

ア 個人の場合 ... 氏名(ふりがな)、住所、性別、生年月日

イ 法人の場合 ... 法人名、代表者及び役員等の氏名(ふりがな)、住所、性別、生年月日

3 先着順売却申込みの受付開始日及び場所

(1) 受付開始日 平成22年8月12日(木)から
(ただし、次に掲げる閉庁日(以下「閉庁日」という。)を除く。)

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所 呉市西中央3丁目1番5号

呉市水道局管理部財務課管財係（南側庁舎 2 階）
電話番号（0823）26 - 1609

4 先着順売却申込みの方法等

(1) 申込方法

「**売却申込書**」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（**実印**）を使用してください。）の上，次に掲げる書類を添付して受付場所に提出してください（郵送，電話，ファックス及び電子メールによるお申し込みはできません。）。

なお，申込受付の初日に同一物件に複数の申込みがあった場合は，当該初日に申込みをした者全員で公開抽選を行い，当選者を決定するものとします。

(2) 申込みに必要な書類

【個人の場合】

ア 誓約書 1 通

イ 印鑑証明書 1 通

ウ 住民票（世帯全員の表示があるもの）又は外国人登録票記載事項証明書 1 通

エ 市町村税の納税証明書（滞納がない旨の証明書） 1 通

イ及びウについては，発行後 3 か月以内のもの。

【法人の場合】

ア 誓約書 1 通

イ 印鑑証明書 1 通

ウ 商業・法人登記 全部事項証明書 1 通

エ 市町村税の納税証明書（滞納がない旨の証明書） 1 通

オ 役員等一覧 1 通

イ及びウについては，発行後 3 か月以内のもの。

5 売買契約の締結等

(1) 売買契約の締結等は，売却決定後 1 か月を予定しております。

日時，場所については，個別に調整させていただきます。

(2) 売買契約は，水道局が別に定める様式の「土地売買契約書」により行います。

(3) 契約時に必要なもの

ア 印鑑（法人の場合は，代表者印が必要になります。個人の場合は，認印で結構です。）

イ 筆記用具

ウ 収入印紙（各自で購入されて，御持参ください。）

収入印紙の税額については，9 ページの【収入印紙税額について】を参照

してください。

6 契約保証金及び売買代金の納付方法等

(1) 売買代金を即納する場合

ア 売買代金は、契約締結時に全額を一括して納付することができます。この場合、契約保証金は、必要ありません。

イ 売買代金の即納を希望される場合は、契約締結時に水道局が発行する納入通知書をお渡ししますので、速やかに各自金融機関で納付した後、領収書を御持参ください。

ウ 売買代金が納付期日までに納付されない場合、原則として売買契約は解除されます。

エ 売買代金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納期限を延期することができますが、この場合、**遅延利息**が発生しますので注意してください。

(2) 売買代金を即納しない場合

ア 契約締結時に売買代金の金額を一括納付されない場合は、**契約保証金**が必要となります。

イ 契約保証金の額は、売買代金の100分の10以上（円未満切り上げ）となるように設定してください。

ウ 契約保証金の納付に当っては、事前に水道局が発行する**納入通知書**をお渡ししますので、各自金融機関で納付した後、売買契約締結時に、領収書を御持参ください。

エ 売買代金から納付済みの契約保証金の額を差し引いた残金（以下「残金」という。）については、契約締結日から1か月以内に、水道局が発行する納入通知書により、各自金融機関で一括して納付していただきます。ただし、納付の最終期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等、金融機関の休業日となる場合は、その直後の金融機関の営業日が納付期限日となります。

オ 売買代金には、契約保証金を納付換えしますので、残金を納付後、速やかに**契約保証金納付換依頼書**を提出してください。

カ 残金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納期限を延期することができますが、この場合、**遅延利息**が発生しますので注意してください。

7 所有権の移転等

(1) 本物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとしますが、同時に売却物件を引渡したものとします。（現地での引渡しは、行いません。）

- (2) 売却物件は、**現状有姿（あるがままの姿）**での引渡しとなります。
- ア 立木の伐採，雑草の草刈，切株の除去及びフェンスの，囲障，擁壁，井戸その他地上・地下・空中工作物の補修・撤去に係る負担及び調整は，所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず，水道局では一切行いません。
- イ 上下水道，電気及び都市ガスなど供給施設の引込みが可能である場合に，既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが，水道局では，補修や引込み工事の実施，これらに必要な費用の負担，供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので，建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせの上，各自で対応してください。
- ウ 水道局において，売却物件に係る地盤調査，磁気探査並びに地下埋設物，防空壕及び土壌汚染に関する調査は行っていません。落札者の負担において，当該調査を行うことはできますので，その場合は，事前に水道局に申し出てください。
- (3) 所有権移転登記は，水道局が嘱託登記により行いますので，売買代金の納付後，速やかに次に掲げる書類を呉市水道局 財務課管財係に提出してください。
- ア 売買代金を納付されたときの領収書（確認後，お返しします。）
- イ 登記嘱託請求書（契約締結時にお渡しします。）
- ウ 登録免許税の領収書（原本）
- 登録免許税は，契約締結時にお渡しする所定の**国税用納付書**により，各金融機関等で納付してください。
- 登録免許税の領収書（原本）は，所有権移転登記の際に法務局に提出しますので，紛失しないよう十分留意してください。
- 登録免許税の税額については，9ページの【不動産登記（売買）に係る登録免許税額について】を参照してください。
- (4) 所有権移転登記完了後に「登記識別情報通知」をお渡ししますので，登記識別情報通知受領書と併せて財産受領書に必要事項を記載・押印の上，呉市水道局 財務課管財係に提出してください。

8 売買契約に係る特約事項

(1) 禁止用途

契約者は，売却物件を次に掲げる用途に使用し，また，これらの用途に使用されると知りながら，売却物件の所有権を第三者に移転し，又は売買物件を第三者に貸してはいけません。

ア 暴力団等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途（ただし，売買契約締結

の日から5年間に限る。)

(2) 実地調査等

ア 水道局は、(1)の禁止用途に関する履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、報告若しくは資料の提出を求めることができるものとします。

イ 契約者は、正当な理由なく、アの調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはいけません。

(3) 違約金

契約者が、(1)に規定する禁止用途に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額、(2)に規定する実地調査等に関する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の10に相当する額の違約金を水道局に支払っていただきます。

(4) 契約者が暴力団等に該当した場合の契約の解除

水道局は、売買契約締結後、契約者が暴力団等に該当することが判明した場合は、売買契約を解除するものとします。

9 その他の留意事項

(1) 売却物件に関する現地説明会は行いませんので、申込者は、必ず申込者自身において先着順売却申込みの前に現地を確認してください。なお、売却物件には、看板及びのぼりを設置しています。

(2) 売却物件の利用等に係る諸規制についての調査・確認は、申込者自身において行ってください。

(3) 現地を確認されるときは、周辺の迷惑とならないよう、各自で十分留意してください。

(4) 建物を建築するに当たっては、都市計画法、建築基準法及び県、市の条例・規則等により、指導等がなされる場合がありますので、各関係機関に御確認ください。

(5) 契約者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(6) 売買契約締結の日から売却物件の引渡しの日までの間において、水道局の責めに帰することができない理由により、売却物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は契約者の負担とします。

(7) 契約者が、売買契約に定める義務を履行しないために、水道局に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければなりません。

(8) 売却物件の活用には、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

収入印紙税額について

不動産売買契約書にちょう付の必要な収入印紙の税額は、次のとおりです。

契約金額（売買代金）	本来の印紙税額	軽減措置後
50万円を超え100万円以下	1千円	左に同じ
100万円を超え500万円以下	2千円	左に同じ
500万円を超え1,000万円以下	1万円	左に同じ
1,000万円を超え5,000万円以下	2万円	1万5千円
5,000万円を超え1億円以下	6万円	4万5千円
1億円を超え5億円以下	10万円	8万円

契約金額（売却代金）が1,000万円を超えるものについては、軽減措置により、平成23年3月31日までは、上記の金額となります。

不動産登記（売買）に係る登録免許税額について

登録免許税額 =

課税標準価格（注1） × 税率（1000分の20 注2）

注1：課税標準価格 = 市の設定した仮の固定資産評価額

注2：平成18年度から平成24年度までの土地の売買による所有権移転にかかる税率は、次表のとおり。

期 間	税 率
平成18年4月1日から平成23年3月31日まで	1000分の10
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	1000分の13
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	1000分の15

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職員行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

呉市水道局の契約に係る暴力団等排除

措置要領（平成 2 2 年 4 月 1 日実施）（抄）

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - イ 準構成員（暴力団ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行い、または暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者）
 - ウ 次に掲げる者及びその他暴力団と関わりがある者
 - (ア) 暴力団、暴力団員又は準構成員に協力等をし、これらに関する者
 - (イ) 暴力団員若しくは準構成員であったことを背景とし、若しくは標ぼうするなどし、又は暴力団員若しくは準構成員と同視し得る行為を行う者
 - (ウ) 総会屋、右翼、社会運動等の名目を背景とし、又は標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団関係者並びに別表に規定する措置要件に該

当するなど暴力団又は暴力団関係者と関わりのある法人，組合その他の団体を総称している。

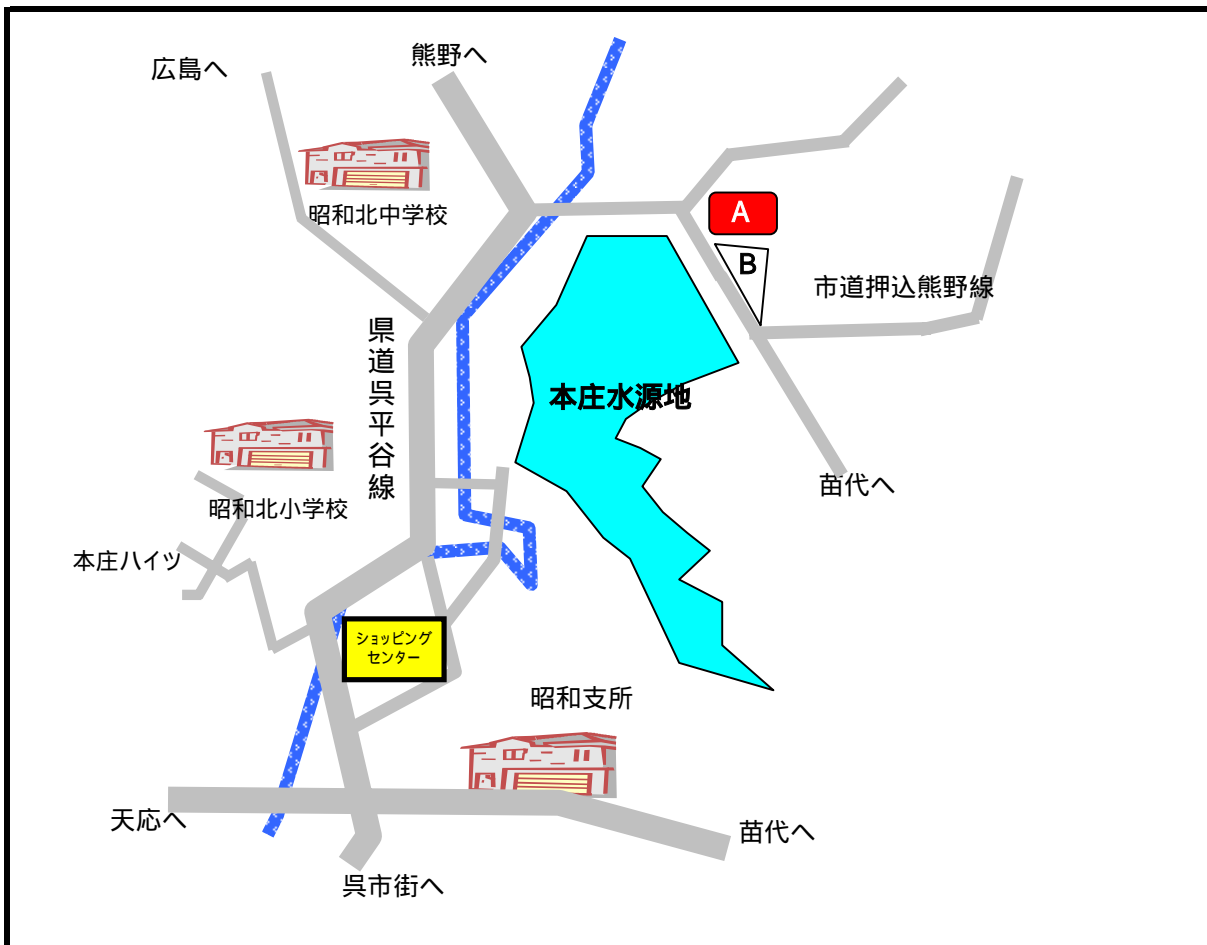
物件説明書

物件番号 A

売却価格 12,782,000円

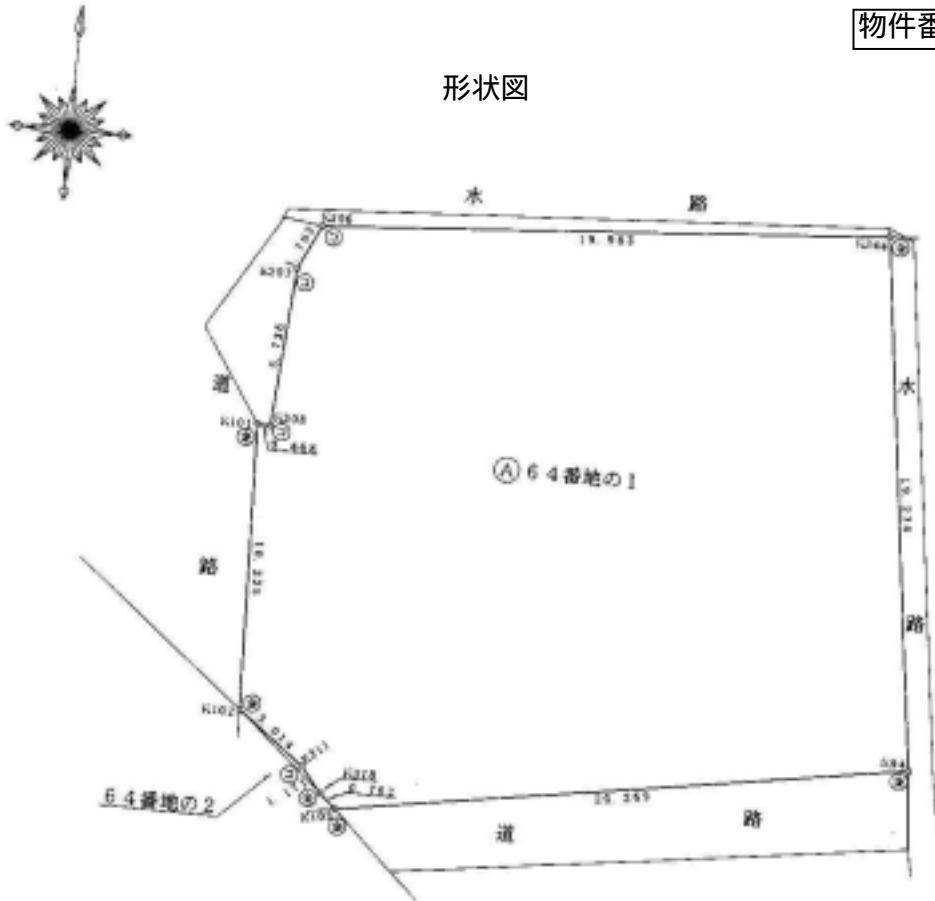
所在地	呉市押込5丁目64-1				
区分	土地				
地積及び地目	448.50(実測)	/	448m ² (公簿)	地目	宅地
形状等	ほぼ整形 間口約20m 奥行約22m				
接面道路の幅員及び構造	西方に幅員約11m道路(市道),高低差有 南方に約2.5m道路				
都市計画法等の制限	市街化区域(第一種低層住居専用地域)				
	建ぺい率	50%	容積率	100%	その他
供給処理施設の状況	電気	利用可			
	上水道	接面道路に配水管あり(要分担金)			
	下水道	接面道路に本管あり(受益者負担金不要)			
	都市ガス	利用不可(プロパン)			
交通機関	バス停(押込)まで約325m				
注意事項					

位置図



物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

形状図



物件説明書

物件番号 B

売却価格 7,787,000円

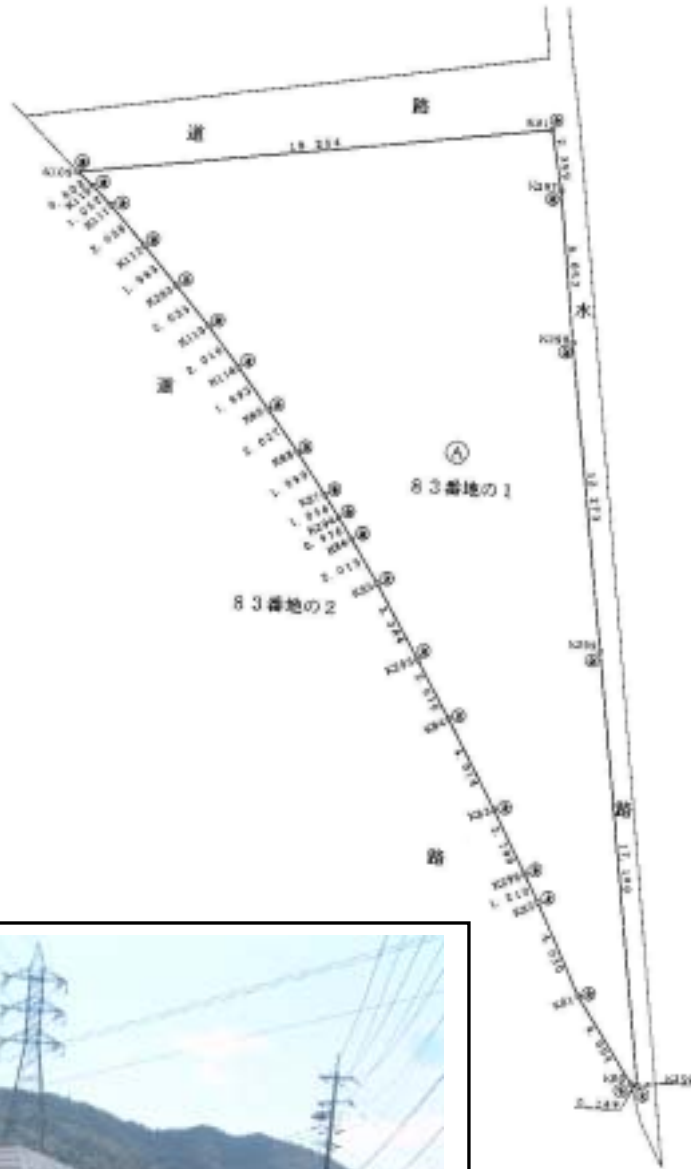
所在地	呉市押込5丁目83-1			
区分	土地			
地積及び地目	311.49(実測)	/	311m ² (公簿)	地目 宅地
形状等	三角形 間口約42m			
接面道路の幅員及び構造	北方に幅員約2.5m道路 東方に幅員約11m道路(市道)			
都市計画法等の制限	市街化区域(第一種低層住居専用地域)			
供給処理施設の状況	電気	利用可		
	上水道	接面道路に配水管あり(要分担金)		
	下水道	接面道路に本管あり(受益者負担金不要)		
	都市ガス	利用不可(プロパン)		
交通機関	バス停(押込)まで約350m			
注意事項				

位置図



物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

形状図



物件説明書

物件番号 C

売却価格 6,759,300円

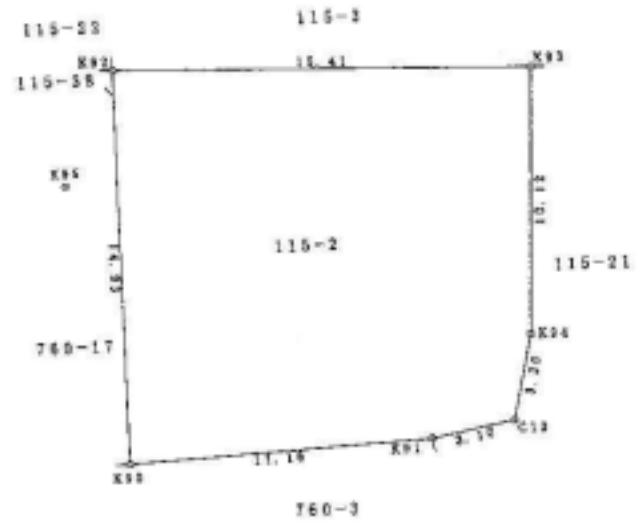
所在地	呉市焼山北二丁目115番2				
区分	土地(構築物有)				
地積及び地目	214.57(実測)	/	214.57m ² (公簿)	地目	宅地
形状等	整形, 間口約15m, 奥行き約15m				
構築物面積	延床面積 29.8m ²				
構築物の構造等	コンクリートブロック造(地下部分鉄筋コンクリート造) 昭和47年3月31日築造				
接面道路の幅員及び構造	西方に幅員約8.6m道路(市道)				
都市計画法等の制限	市街化区域(第一種低層住居専用地域)				
	建ぺい率	50%	容積率	100%	その他
供給処理施設の状況	電気	利用可			
	上水道	接続可能(分担金要)			
	下水道	接続可能			
	都市ガス	利用不可(プロパン)			
交通機関	西小屋団地バス停まで約100m				
注意事項	構築物等の定着物及び埋設構造物あり。				

位置図



物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

形状図



物件説明書

物件番号 D

売却価格 22,482,000円

所在地	東広島市黒瀬町南方字工原926番1			
区分	土地			
地積及び地目	2878.68(実測)	/	2878m ² (公簿)	地目 水道用地
形状等	ほぼ台形, 間口約20~40m, 奥行き約90m			
建物面積				
建物の構造等				
接面道路の幅員及び構造	南方に幅員約5.5m道路(市道), 高低差有(水路有) 北方に幅員約3.5m道路(市道), 高低差有			
都市計画法等の制限	市街化調整区域			
	建ぺい率		容積率	その他
供給処理施設の状況	電気	利用可		
	上水道	接続可能(分担金要)		
	下水道	利用不可(接面道路に本管なし)		
	都市ガス	利用不可(プロパン)		
交通機関	乃美尾バス停まで約475m			
注意事項	入札物件は, 市街化調整区域のため開発行為等に制限があります。			

位置図



物件説明書は, 入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので, 必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

売却申込書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 様

次のとおり、呉市水道局所有の土地の売却について申込みます。

申込者 〒737 -
住所又は所在地
呉市西中央3丁目 番 号
(ふりがな) (すいどう たろう)
氏名又は
法人及び代表者名 水道 太郎 実印
連絡先電話番号 (TEL 0823 - 25 -)

物件番号	土地等の使用目的	受付印
物件番号は正確に記入してください。	記入例：住宅、店舗、駐車場、資材置場等	申込者は記入しないで下さい。

(注)

- 1 申込者の世帯全員の住民票。法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴全部事項証明書及び代表者の印鑑証明書を添付して下さい。(いずれも発行後、3か月以内のもの)
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用して下さい。

受付済証

申込物件番号	氏名又は法人名及び代表者名	受付印
物件番号は正確に記入してください。	水道 太郎	申込者は記入しないで下さい。

売却申込書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 様

次のとおり、呉市水道局所有の土地の売却について申込みます。

申込者 千
住所又は所在地
.....
(ふりがな) ()
氏名又は
法人及び代表者名 実印
連絡先電話番号 (TEL - -)

物件番号	土地等の使用目的	受付印

(注)

- 1 申込者の世帯全員の住民票。法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴全部事項証明書及び代表者の印鑑証明書を添付して下さい。(いずれも発行後、3か月以内のもの)
- 2 提出書類に押印する印鑑(実印)は、すべて同一のものを使用して下さい。

受付済証

申込物件番号	氏名又は法人名及び代表者名	受付印

誓 約 書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 様

住所又は所在地

氏名又は

法人名及び代表者名

実印

私は、呉市水道局の売却用地の売却申込みに当たり、呉市水道局契約規程その他の関係法令を遵守し、呉市水道局用地売却概要に記載のある事項について承諾の上、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 私は、呉市水道局の売却用地の売却申込書及びその他の関係書類に虚偽の記載をしておりません。
- 2 私は、呉市水道局用地売却概要に記載のある申込者の条件において、申込みできない者の条件のいずれにも該当しません。
- 3 私は、呉市水道局の売却用地の売却申込みその他すべての手続きにおいて、不正な手段を用いていません。
- 4 私は、呉市水道局の売却用地の売却申込みに当り、呉市水道局が管理する水道料金の納付状況を確認することについて承諾し、何ら異議を申立てません。
- 5 私は、以上の事項について事実と相違したことにより、呉市水道局の売却用地の売却申込みその他すべての手続きを留保又は無効とされても、呉市水道局に対し何ら異議を申立てません。
- 6 私は、呉市水道局の売却用地の売却申込みに当り、暴力団を排除することを目的として、私の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者、役員等の氏名)、ふりがな、住所、性別、生年月日等について、警察当局に情報提供されることについて無条件で同意します。

役員等一覧

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 様

所在地

法人名

代表者氏名

印

弊社に在籍する役員は、次のとおりです。

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・
	()	男・女		明・大・昭・平 ・

法人の場合は、本書類を申込書に必ず添付してください。添付されていない申込みは、無効となります。

法人登記簿に記載されている役員全員（代表者を含む。）を記載してください。

支店・営業所がある場合は、支店長・営業所長についても記載してください。

申込資格の確認のため、本書類に記載のある情報を警察当局に提供する場合があります。この場合、本書類の提出があったものについては、当該情報提供について、無条件で同意されたものとみなします。

契 約 保 証 金 納 付 換 依 頼 書

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者 様

住所又は所在地

氏名又は法人名
及び代表者名

印

次の物件の売買代金の支払いに当たり、既に納付済の契約保証金を売買代金の一部に納付
換えしてください。

金	円
---	---

記

物件番号	所在地